

「宮崎市工事請負契約における現場代理人の兼務等に関する取扱要領」
について（改正概要）

令和元年10月17日
契約課作成

1 現場代理人の兼務に関する従来の取扱いについて【要領第3条第2項第3号】

従来より、双方の工事現場が隣接している場合は、一定の条件を付して原則として兼務を認めています。この取扱いについては、今回の改正による変更はありません。

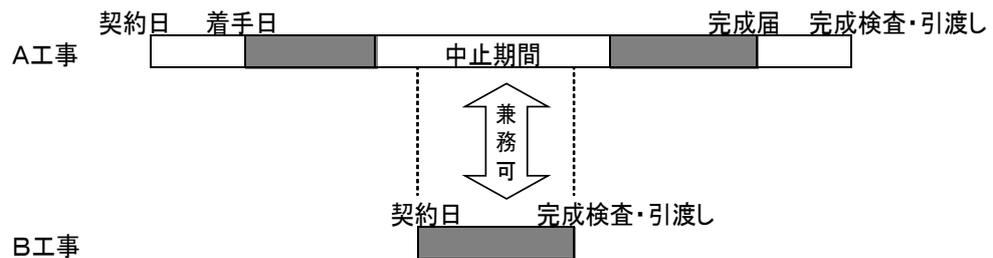
2 新たに認める現場代理人の常駐義務の緩和及び兼務に関する取扱いについて

今回の改正で、兼務しようとする双方の工事現場が隣接していない場合であっても、一定の条件を満たす場合には、兼務を認めることとします。

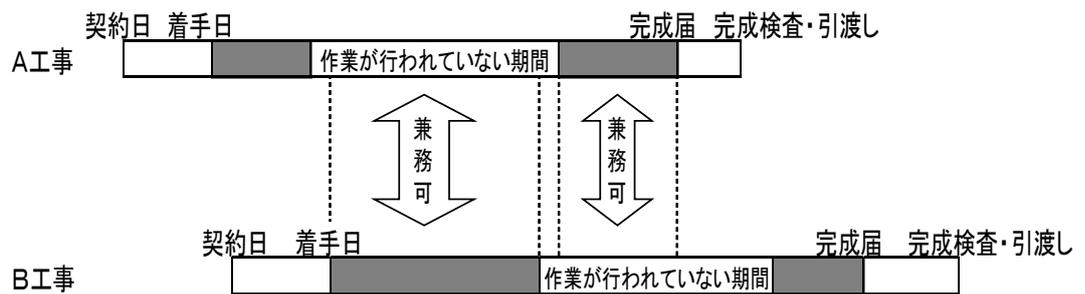
(1) 兼務する工事の一方が稼働していない場合【要領第3条第2項第1号】

ア 兼務が可能な期間

(ア) 工事の全部の施工を一時中止している期間中に、兼務しようとする工事が完成する見込みである場合



(イ) 兼務しようとする工事と作業期間が重複せず、かつ、工事現場の保全等の観点から発注者が支障がないと判断する場合



イ 主な条件

- ・稼働していない工事現場におおむね1時間以内に戻ることでできる範囲内に、兼務しようとする工事の工事現場があること。
- ・現場代理人が常駐していない場合であっても、工事現場で事故等が発生することのないよう必要な措置を講ずること。

(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合【要領第3条第2項第2号】

ア 主な条件

- ・宮崎市（上下水道局を含む。）で発注する工事の
当初設計金額が、1,600万円未満であること。
（参考：宮崎県においては、当初請負金額が、3,000万円未満。）
- ・兼務する工事は、2件までであること。
- ・兼務する工事は、工事現場の相互の距離がおおむね10km以内であること。
- ・現場代理人は、兼務しているいずれかの工事現場に必ず常駐するものとし、他の工事現場についても1日1回以上巡回し、現場管理等にあたること。
- ・現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。

イ 適用方法

現場の安全性が特に重視されるなど、工事現場の状況により現場代理人の兼務を認めない場合があります。

兼務を認める工事かどうか、入札公告の際に「現場代理人の兼務に係る特記事項」として明示します。

※上記（1）（2）につきましては、それぞれ他に条件があります。

（1）（2）に共通する条件

- ・兼務できる工事は、国、県又は他市町村を含む。（国等の発注工事について、当該国等が兼務を認めている場合。）
- ・兼務する現場代理人は、携帯電話等により監督員等と常時連絡が取れるようにし、監督員等が指示した場合は、速やかに当該工事現場へ向かうこと。

3 兼務のための手続方法について【要領第4条】

今回の改正で、手続き方法を届出制から事前承認制へ見直しました。

（1）兼務しようとする場合の申請方法

- ①「現場代理人兼務申請書（様式第1号）」を契約課に提出する。（新しく請け負った工事が上下水道局発注の案件の場合は、上下水道局総務課に提出する。）
- ②契約課（又は上下水道局総務課）で審査を行い、その結果を「現場代理人兼務承認（不承認）通知書（様式第2号）」により通知する。

（2）兼務を取り下げる場合の手続方法

「現場代理人兼務取下書（様式第3号）」を契約課（又は上下水道局総務課）に提出する。

4 適用について

要領の施行日（令和元年10月25日）以降に入札公告を行う工事に適用します。

なお、施行日以前に入札公告を行った工事についても、兼務の申請を認めることとします。

※施行日以前に入札公告を行った工事について、兼務を認める案件かどうかは、個別に契約課へお問い合わせください。

5 その他留意事項

(1) 技術者の専任との関係について

今回の改正により、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことにご留意ください。

(2) 指名停止の可能性について

当該工事あるいは兼務しようとする工事（既に受注している工事）のいずれかが兼務を認めない工事であったときは、それによる落札後の契約辞退は、指名停止となる場合があります。

兼務の可否については、必ず入札前に契約課へ確認してください。